

民法総論 I

科目ナンバリング CIL-101
必修 2単位

李 采雨

1. 授業の概要(ねらい)

民法は私法のベースであり、さらに、民法総則は民法の根幹をなしている。したがって、民法総則に対する正しい知識がなければ、私法全般にわたる理解は不可能であろう。講学上の民法総則は民法典第一編の「総則」にとどまるが、民法総則のルールは私法全般にわたって及んでいる。そこで、本講義では、大学における専門科目として民法を学ぼうとする受講生を対象とし、将来、専攻としての法学を進めていくための基本的な考え方の理解を培養することを目的とする。

2. 授業の到達目標

- ①大学における学問としての民法を学習するための民法総則の条文(1条から174条まで)の解釈とそのリーディング・ケースを学ぶ。
- ②前期の授業においては、民法における権利の主体と客体、権利能力、意思能力、行為能力、法律行為、無効と取消しについて、理解する。
- ③民法総則のみならず、私法全体を理解するための基本ルールを身につけることを目標とする。

3. 成績評価の方法および基準

- ①試験:100%、定期試験によって評価を行い、授業内で行われる小テスト(不定期)による加点を認める。ただし、オンライン授業が行われる場合、LMSによる確認問題と期末課題によって評価する。
- ②出席率が60%に達しない場合、評価を行わない。

4. 教科書・参考文献

教科書

山野目章夫 『民法概論I 民法総則』 有斐閣

山本敬三ほか 『民法I 総則』 有斐閣

参考文献

近江幸治 『民法講義 I 民法総則』 成文堂

5. 準備学修の内容

大学における専門科目を理解するために、予習と復習は不可欠である。講義の終了時には次回の範囲を告知するので、予習の上で講義に臨むのが望ましい。さらに、講義中に扱った判例については、その重要性に鑑み、判例全文の確認の上で、『民法判例百選I 総則・物権(第8版)』(有斐閣・2018年)または『民法I 総則 民法判例30!』(有斐閣・2017年)などの判例解説集から、論点を把握する。最後に、法律用語は一般用語とは異なり、重要な意味合いを内包しているので、学習の際には『法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年)、『法律学小辞典(第5版)』(有斐閣・2016)を参照し、正確な意味を把握しておく。

6. その他履修上の注意事項

上記の教科書をベースとして講義を行うが、必携ではなく、他の定評のある、または自分に合う体系書および教科書を持参することも可能である。そして、講義中、法律条文を参考とする場合が多いので、できる限り、最新の六法を必携する。スマホやノートパソコンのような電子媒体も認めるものの、可読性のために紙媒体をすすめる。また、学習に無関係な電子機器の操作や私語は厳禁である。

7. 授業内容

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 【第1回】 | イントロダクション:民法の意義および沿革 |
| 【第2回】 | 民法の全体像:民法とは何か:民法の意義および沿革 |
| 【第3回】 | 民法の基本理念:私権の公共性・信義則・権利濫用の禁止 |
| 【第4回】 | 権利能力:始期・終期および失踪宣告 |
| 【第5回】 | 意思能力と行為能力①:総論的検討 |
| 【第6回】 | 意思能力と行為能力②:制限行為能力者の議論を中心として |
| 【第7回】 | 法人制度(権利能力なき社団を含め) |
| 【第8回】 | 民法における「物」:物の概念とその種類について |
| 【第9回】 | 民法における権利の「主体」と「客体」に関する中間的検討 |
| 【第10回】 | 法律行為:法律行為の概念について |
| 【第11回】 | 法律行為の解釈 |
| 【第12回】 | 法律行為の内容の規制:公序良俗、強行規定違反等について |
| 【第13回】 | 無効と取消し①:理論的検討 |
| 【第14回】 | 無効と取消し②:無効と取消しに関する判例の内容を検討 |
| 【第15回】 | まとめ(試験と補足説明) |